

会議録

◇詳細― 教育部庶務課文化財グループ 電話 03-3981-1190

附属機関又は 会議体の名称	令和4年度 豊島区文化財保護審議会（第3回）	
事務局（担当 課）	教育部庶務課	
開催日時	令和5年3月16日（木） 午後2時～	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	佐々木 隆爾（会長・東京都立大学名誉教授） 菊池 徹夫（早稲田大学名誉教授） 内田 青蔵（神奈川大学特任教授）※オンライン出席 副島 弘道（大正大学名誉教授）※オンライン出席 古泉 弘（特定非営利活動法人としま遺跡調査会理事長） 小澤 朝江（東海大学教授）※オンライン出席 長佐古 美奈子（学習院大学史料館学芸員）
	事務局	庶務課長 庶務課文化財グループ係長、庶務課文化財グループ主査、 庶務課文化財グループ主任、庶務課文化財グループ会計年度任用職員（文化財保護専門員）
公開の可否	公開	
非公開・一部公開の場合は、その理由		
会議次第	（1）豊島区文化財の指定について 【豊島区登録有形文化財】豊島区指定文化財候補物件1 （2）豊島区文化財の登録について 【候補物件1】有形文化財（考古資料）	
○事務局	～ 開会あいさつ ～	
○会長	それでは、これより議事に入ります。 次第の2の（1）、豊島区文化財の指定について、事務局より説明をお願いします。	

○事務局	～ 事務局より教育委員会からの審議資料について説明 ～
○会長	ただいま事務局より説明のあった内容も含めまして、ご質問やご指摘等お願いします。
○委員	文化財の名称について、「榎本家店舗兼住宅及び新座敷棟」となっていますが、指定理由には「店舗兼住宅棟」や「店舗兼住宅部分」、「新座敷棟」や「新座敷」など、表記が乱れている部分があるようです。文化財の指定名称になるため、統一すべきではないでしょうか。
○事務局	統一するようにします。新座敷については「棟」の表記を削除する方向で検討します。
○委員	答申書に建築年代は含めないのでしょうか。
○事務局	これまでも含めていませんでした。
○委員	建築年代を明治 40 年と推定していますが、少々強引に感じます。例えば「明治 40 年頃」と表記するのはどうでしょうか。
○事務局	はい。そのようにいたします。
○委員	「榎本家店舗園住宅」と「新座敷棟」なのであれば、員数は 2 棟とすべきではないでしょうか。
○委員	国登録有形文化財では、今回のようなケースでは 1 棟とする場合も 2 棟とする場合もあります。店舗兼住宅と新座敷棟は建物が繋がっているので 1 棟とすることもできますが、建築年代が異なるため 2 棟とすることもできると思います。
○事務局	現状のまま 1 棟としたいと思います。
○委員	新座敷棟に新座敷以外の部屋が含まれるのであれば、「棟」を削除して員数を 1 棟として問題はないのでしょうか。
○委員	登録文化財から指定文化財に変更する際に名称や員数の変更があってもよいのでしょうか。
○事務局	過去に名称変更をしたことがあるため、今回も問題ないと考えます。
○委員	指定理由のなかで「時代の特徴を一か所で感じられる建物である」とありますが、「一か所」が何を指すかが分かりづらく、また、「感じられる」は少々情緒的な表現であるため、「特徴を共に見られる」などとしてはどうでしょうか。
○事務局	はい。そのように修正いたします。
○委員	建築年代を「明治 40 年頃」に修正するのであれば、「明治 40 年・昭和 11 年 の状態に復原できる」についても修正する必要はないでしょうか。
○事務局	はい。そのように修正いたします。
○会長	それでは、各委員から指摘をいただいた点について訂正をしてください。

	続いて、次第の２の（２） 豊島区文化財の登録の諮問について、事務局よりご説明をお願いします。 ～ 事務局より教育委員会からの諮問資料について説明 ～ 説明が終わりました。 ただいま事務局より説明のあった内容も含め、ご質問やご指摘等ありますか。
○委員	登録理由について、１段落目の冒頭のみ和暦と西暦が併記されており、それ以降は西暦のみの表記となっていますが、理由があるのでしょうか。
○事務局	過去の審議会において、基本は西暦表記とし、和暦はかっこ書きとするという方針になったと記憶しています。今回もそれに則り、「1786（天明６）年」に修正します。
○委員	和暦を併記するものとししないものの基準はあるのでしょうか。
○事務局	原則は併記することとなっているので、修正します。
○委員	過去の審議会で議論した際には、中学高等学校の歴史の教科書に合わせると良いという意見があったと思います。教科書では一般的に「1786（天明６）年」と表記するので、併記した方が良いのではないのでしょうか。
○事務局	はい、そのように修正します。和暦について、そのまま西暦に読み替えて良いか判断がつかない場合もあると思うので、その際は相談させていただければと思います。
○委員	全体的に文章が長く、また、縄文時代の遺物が含まれることは「数量」の表記で分かるため、後半の縄文時代の遺物についての記載は削除してはどうでしょうか。
○事務局	はい、そのように修正します。前回の審議会の際に、「数量」に時代表記を入れることについて議論になったため、一度検討のお時間をいただければと思います。
○会長	承知しました。今回の答申としてはどうしますか。
○事務局	「登録理由」の終わりから２段落目を削除します。
○委員	段落を全て削除すると、「数量」の表記にある縄文時代の遺物に関する表記がなくなってしまうので、一行目だけでも残してはどうでしょうか。
○事務局	「登録理由」の１文目を「登録する遺物は～出土した旧石器時代、縄文時代及び近世から近代の遺物である。」として、縄文時代の遺物も含まれることに触れることで、終わりから２段落目を削除したいと思います。

○委員	また、この削除によって、「このように」という文章が続いてしまうため、最後の一文の「このように」は削除します。
○事務局	「登録理由」の1文目について、豊島区立門と蔵のある広場にはかっこを付けてはどうでしょうか。
○会長	はい、そのように修正します。また、「数量」に旧石器時代の表記がないため、修正したいと思います。
	それでは、各委員から指摘をいただいた点について訂正をしてください。
	他にございますか。よろしいですか。
	本日の審議は以上となりますが、事務局から連絡事項があればお願いします。
	～ 事務局より教育委員会からの報告事項について説明、質疑 ～
	それでは、以上をもちまして、第3回豊島区文化財保護審議会を閉会します。